

## 【園児同士のトラブルについて(けんか等)】

言葉でのやりとりが可能となった後も保育中に園児同士のトラブルが起きることがありますが

「かみつきのひっかき」と同様に全てを防ぐことはできません。集団生活の中でトラブルの原因も様々であることから園児同士のトラブル(けんか等)による怪我の連絡、報告は基本的には以下の通りとしていますが怪我の程度や発生時の状況等によっては対応を変更する場合があります。

ご心配な点や対応に疑問がある場合はいつでも遠慮なく職員までお知らせ下さい。

### ・怪我をさせてしまったお子さんの保護者の方

→基本的には都度お伝えはしません。(但し頻繁に見られる場合や続いた場合、相手のお子さんの怪我の程度や発生時の状況等によってはお伝えすることがあります。)

※トラブルが頻繁に見られる場合や続いた場合はお子さんの様子を伝えることがありますが相手に謝りたいという場合は必ず園を通して下さい。

### ・怪我をしたお子さんの保護者の方

→トラブルがあり怪我をした事をお伝えします。この際相手の名前は伝えることができません。トラブルの経緯を職員よりご報告いたします。

(兄弟姉妹のけんか等による怪我はそのままお伝えします。)

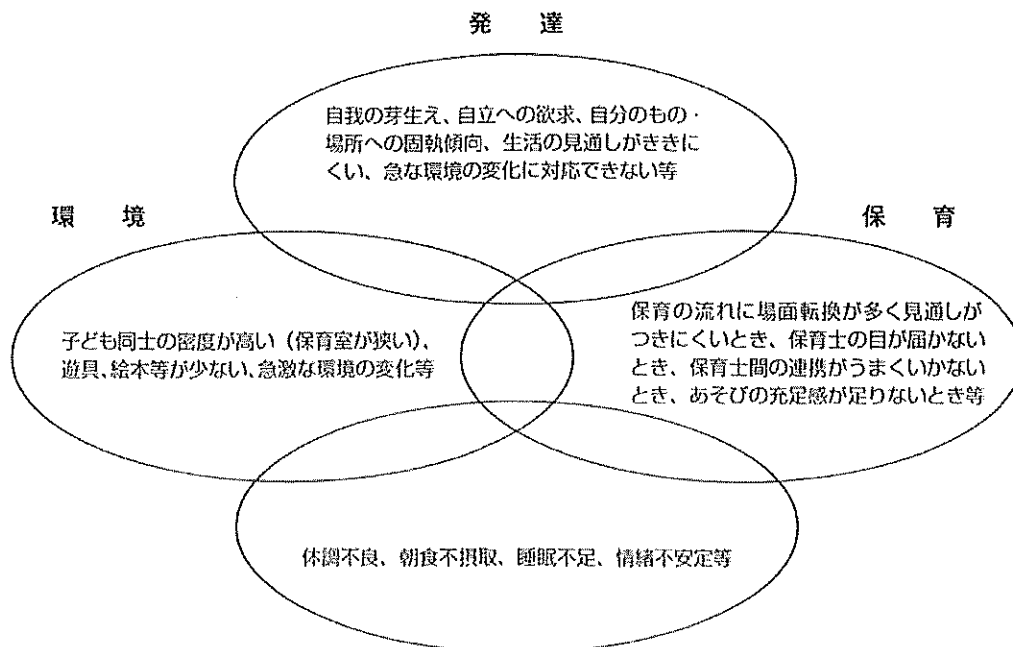
※「〇〇君が叩いたんだよ」「〇〇ちゃんにやられた」等、相手の子どもの名前を言う事があると思いますが原則、園からその事はお伝えしないこととしていますのでご了承ください。

## 【かみつきに関する調査資料等】

参考：自我の芽生えとかみつきの かみつきからふりかえる保育

編著：北九州保育士会

### かみつきは、どうして起こるのか



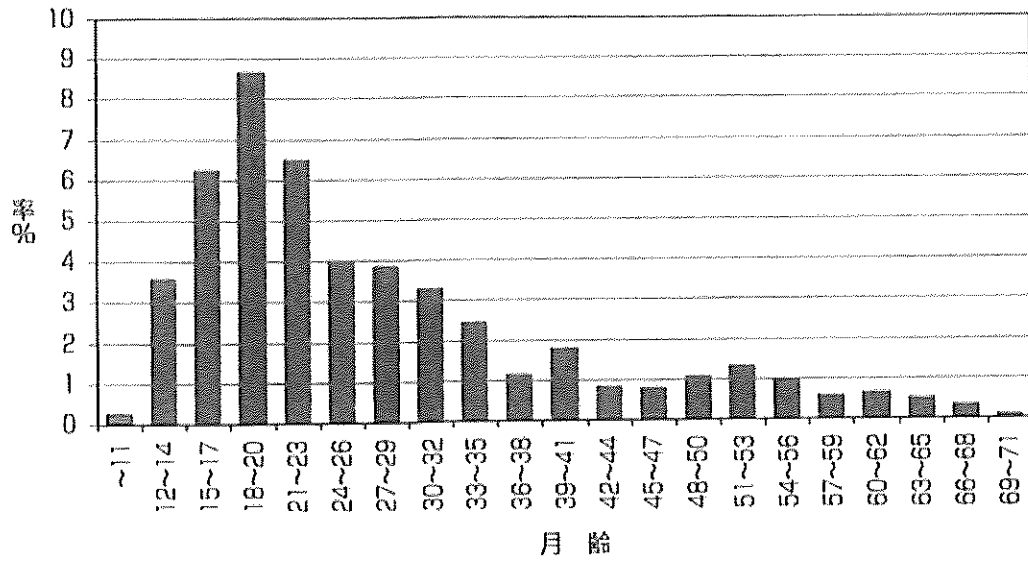


図1-2 かみつき児の月齢分布

表1-4 かみつきの動機

	動機	件数	率
1	たまたま口の位置にきたので	78	16.53
2	ものの取り合いや邪魔をされたから	301	63.77
3	かむこと自体に快を感じて	5	1.06
4	保育者の注意をひこうとして	1	0.21
5	その他	49	10.38
6	不明	33	6.99
7	回答なし	5	1.06
	計	472	

(2) かみつきにおける性差

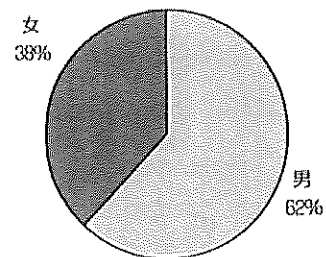


図1-5 かみつきの男女の割合

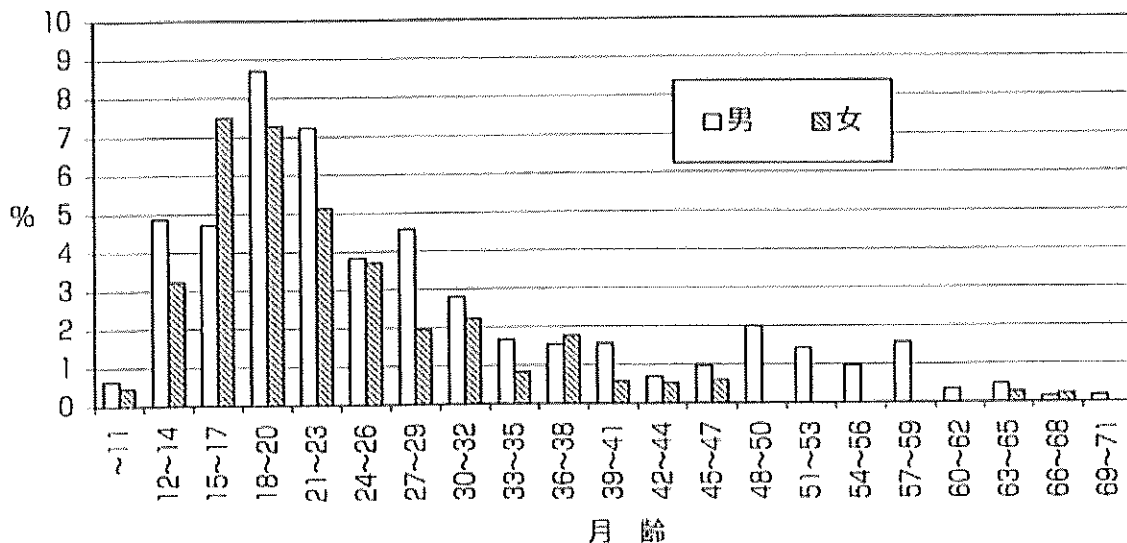


図1-6 かみつきの男女別月齢分布

## かみつきが起こらないようにするには——保育士が心がけること

- ・子どもの動きから目を離さないよう保育士間で連携をはかる。  
(とくに多発時間帯、場所)
- ・デイリープログラムを工夫し、かみつきが多発する午前中の時間帯に戸外活動等を多く取り入れるなどして、子ども相互の密度を低下させる。
- ・トイレや手洗い等で移動するときはできるだけ少人数で行う。
- ・玩具等の取り合いが起こらないよう同じ玩具を充分準備しておく。
- ・デイリープログラムをなるべく変更しないよう心がける。生活やあそびの場面を絵カードで知らせる等。(子どもたちが生活の流れに見通しが持てるようにする)
- ・担当制の実施も効果がある。
- ・情緒不安定な子どもは個別に対応しスキンシップなどとり気持ちの安定をはかる。

かみつかれた子どもへの  
対応

痛かったね

- ・はじめにかみつかれた子どもに対応し、抱く、膝に乗せる等して情緒の安定をはかる。
- ・傷の程度に応じてかみつきの処置を行う。(氷などで冷やす等。)
- \*処置方法については本書 120 頁参照
- ・かみつきの状況を把握する。(再発防止、保護者への説明のため)
- ・発生状況によっては、「痛かったね、玩具を貸しなくなかったのね」と子どもの気持ちに共感しつつ、「〇〇ちゃんも玩具が欲しかったみたいよ」等と言葉をかける。
- ・子どもが落ち着いたたら、再度傷を確認し、様子を見て遊び等を促す。

かみついた子どもへの  
対応

「貸して」って  
言おうね

- ・かみつかれた子ども同様抱く、膝に乗せる等して情緒の安定をはかる。
- ・厳しい叱責・体罰等は避け、「玩具欲しかったね」とかみつかれた子どもの気持ちに共感しつつ、「玩具が欲しいときは貸してねと言おうね」等と言葉をかける。
- \*詳細については本書第 2 章 1 参照
- ・子どもが落ち着いたたら、様子を見て遊び等を促す。

## 【緊急連絡・急なケガ・病気に備えて】

\*緊急連絡先の変更は必ずお知らせください。

- 「緊急連絡票」に記載されている連絡先へ指定順にご連絡をします。  
(怪我の伝達は担任以外の第一発見者が連絡する場合があります。)
  - 保育中の怪我や事故等で早急な診断が必要と判断した場合は保護者の方と連絡が取れない場合でもお子さんの身体の安全を優先し、園の判断で医療機関へ連れて行くことがあります。  
(タクシーを利用します。)
  - 保育園での怪我等の場合には、さいたま市の子育て支援医療費助成制度を利用せず保険診療で受診します。
  - 保険診療で受診した医療費負担金は園で立て替えをします。立て替えは、通院終了まで行います。保険外診療分については、立て替えを行うことはできません。
  - 受診後の通院については保護者の方をお願いしています。
  - 治癒し通院が終了した後に日本スポーツ振興センター（以下 JSC）災害共済給付制度を利用し給付金の申請を行います。給付金の金額ですが、未就学児は「保険診療の医療費総額の窓口での支払額（2割）」＋「保険診療の医療費総額の2割相当（JSC 付加給付分）」となります。給付金は園に支払われますので「園で立て替えた保険診療の窓口での支払額」を差し引いた「JSC 付加給付金」を保護者へ支払います。
  - スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象とならなかった場合は、保険診療で受診した医療費負担金は園で支払います。
  - 保育管理下の怪我、疾病発生時の搬送先病院については別項の一覧を原則としますが園に一任していただきます。各家庭のかかりつけ医でない場合がありますが予めご了承ください。
- ★平日の夕方、土曜日等保育士の人数が少ない時間帯は保護者の方に病院受診をお願いする場合があります。予めご了承ください。

# あい音保育園近隣病院一覧

(囑託医…★)

令和7年2月現在

	病院名	診療時間	休診日	住所	連絡先	※参考距離
内科 小児科	有隣医院 ★	9:00~13:00/18:00~20:00 (土曜日9:00~12:00)	水PM・土PM 日・祝	宮原町3-229	Tel: 048-664-5625 Fax: 048-664-5661	650m
	かわかみクリニック	9:00~12:00/15:30~19:00 (土曜日9:00~13:00)	木・土PM・日・祝	宮原町4-15-10	048-664-5725	260m
歯科	みずき歯科クリニック ★	9:30~13:00/14:30~18:30 (水曜日9:00~13:00/14:30~18:30) (土曜日9:30~13:00 14:30~17:30)	木・日・祝	宮原町3-319	048-665-1180	350m
	宮原歯科クリニック	9:00~13:00/14:30~19:00 (土曜日午後14:00~18:00)	月・木PM 日PM・祝	宮原町1-462-3 かじやビル101	048-871-5115	1km
	おおなり歯科クリニック	9:30~13:00/14:00~18:00 (土曜日午後14:00~17:30)	水・日・祝	東大成町2-261-1	048-783-3351	2.5km
皮膚科	わかたび皮膚科	9:00~12:30/15:00~18:30 (土曜日午後15:00~17:30)	木・日・祝	吉野町1-388-14	048-782-9872	1.6km
	宮原皮膚科(西口)	9:30~13:00/15:00~18:30	水・土PM・日・祝	宮原町3-558第5 シマ企画ビル3階	048-652-5201	550m
眼科	宮原眼科医院	9:30~12:30/14:30~17:30	水・日・祝	宮原町3-400-1	048-665-0001	220m
	しもかわ眼科クリニック	9:00~12:00/15:00~18:00	木AM第1・3・5週 木PM・土PM 日・祝	宮原町1-435	048-778-7703	1.6km
外科	増田外科	9:00~12:00/15:00~18:00 (土曜日9:00~13:00)	土PM・日・祝	宮原町4-39-5	048-651-1531	800m
整形	増田外科 (火、土曜日午後は整形のみ)	9:00~12:00/15:00~18:00 (土曜日9:00~13:00/13:30~16:00)	日・祝	宮原町4-39-5	048-651-1531	800m
	小野整形外科・皮膚科	9:00~12:30/15:00~18:30 (土曜日9:00~13:00)	木PM・土PM 日・祝 火PM皮膚科のみ休診	吉野町1-340-3	048-665-2900	850m
	柴田整形外科	9:00~12:00/15:00~18:00 (土曜日午後14:00~16:00)	木PM・日・祝	植竹町1-765-2	048-663-4338	2.0km
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科かわた医院	9:00~12:00/15:00~18:00 (土曜日8:00~12:00)	木・土PM・日・祝	宮原町4-123-5	048-664-3387	1km
	みやはら耳鼻咽喉科 (西口)	9:00~12:00/14:30~18:00 (土曜日9:00~13:00)	水・土PM・日・祝	日進町3-534-1 2階	048-653-8733	1.1km
	はすみ耳鼻咽喉科	9:00~12:00/15:00~18:00	水・土PM・日・祝	本郷町143-2	048-856-9065	2.1km
タクシー	飛鳥交通(配車用)				0570-075-770	
	日本交通埼玉(配車用)				050-3101-9863	

\*上記病院が休診または時間外の場合は、以下の病院もしくは病院案内で相談してください。

	病院名	診療時間	診療日	住所	連絡先	※参考距離
小児科	さいたま市大宮休日夜間 救急センター(さいたま北部 医療センター内)	19:00~翌6:00	毎日	宮原町1-851	048-667-8180	2km
病院 相談 案内	埼玉県救急電話相談	24時間対応	子どもの相談、大人の相談、医療機関案内 (歯科は除く)		048-824-4199 #7119(プッシュ回線)	
相談	埼玉県小児救急電話相談	24時間対応	子どもの相談		048-833-7911 #8000(プッシュ回線)	

# 保険に関する事

事故等の発生に備えて下記の保険に加入しています。

保険の種類	ほいくのほけん・ こどもえんのほけん(地震セット)	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	保育園内、園外保育、通園途中	
保険金額	無償(全額園負担)	年額 365 円 (保護者負担額 280 円、園負担額 85 円)
補償について	別紙参照	

★医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受ける際、文書料のかかる医療機関においては日本スポーツ振興センター災害共済を利用しない場合がありますので予めご了承ください。

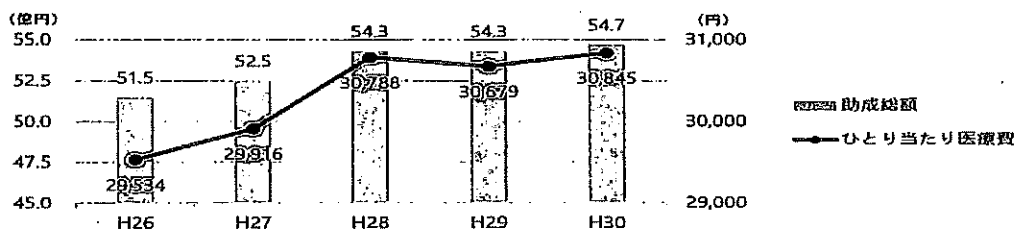
さいたま市子育てWEBより

スポーツ振興センターからの災害共済給付金の対象となった場合は、子育て支援医療費制度からの医療費助成はありません。医療機関の窓口で一部負担金を支払ってください。スポーツ振興センターからの災害共済給付金と子育て支援医療費を重複して受けてしまった場合は、子育て支援医療費をさいたま市へ返還していただくことがあります。

2020. 2. 13 私立保育園協会

## 子育て支援医療費助成事業へのご協力について (お願い)

日頃より、子育て支援医療費助成制度にご理解とご協力いただきありがとうございます。  
さいたま市で実施をしている本制度は、国や県からの補助金がなく、全額さいたま市の税金で事業運営を行っております。年々事業に必要なお金は増えており、将来にわたっての安定した制度運営が危ぶまれている状況にあります。



つきましては、本制度を今後も安定して実施していくために対象者(0歳~中学校卒業前までのお子様)やその保護者と直接かかわりのある皆様にも、医療費の削減のためのご協力をいただけますようお願いいたします。

### ◆ 先生方をお願いしたいこと ◆

#### ① 園児や保護者の方へさらなる健康指導をお願いします。

日頃から病気・けがの予防に努め、健康管理の徹底を心がけましょう。

- ・ 外から帰ったら手洗い・うがい
- ・ 十分な睡眠、バランスの良い食事、適度な運動で健康管理
- ・ 室内の加湿(目安:40~60%)及び適度な換気

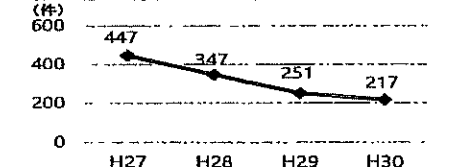
#### ② スポーツ振興センター災害共済給付にご加入をしている場合…

園でのケガ等で医療機関を受診する際は、子育て支援医療費助成は使用せず、スポーツ振興センター災害共済給付を利用してください。

平成27年度から学校や保育園等にご協力いただいている結果、重複請求の発生件数が減少しています。

スポーツ振興センター災害共済給付にご加入をしている場合は、引き続き、学校や保育園等でケガ等をした場合は、子育て支援医療費は使用せず医療機関の窓口でいったんお金を支払ったうえで、スポーツ振興センター災害共済給付の申請を行うようご案内をお願いします。

子育て支援医療費と災害共済給付の重複請求発生件数



【担当】

さいたま市 保健福祉局 福祉部 年金医療課 福祉医療係

電話：048-829-1279

保 福 年 第 3 7 7 4 号  
令 和 3 年 1 2 月 2 7 日

医療機関 各位

さいたま市長 清水 勇人  
( 公 印 省 略 )

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る事例の取扱いについて (通知)

平成 2 1 年 1 0 月の子育て支援医療費助成制度の対象年齢拡大に伴い、子育て支援医療費助成制度と日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の取扱いに係る想定事例集 (別紙 (一部抜粋)) を、各医療機関宛に配布しておりました。各医療機関におかれましては、窓口事務の参考としていただいているかと存じますが、一部の想定事例について問い合わせがございましたので、下記のとおり補足させていただきます。

記

1 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る事例の取扱いについて

配布済みの想定事例集の事例 10 に関連する内容として、学校・保育所等の管理下における児童生徒等の災害 (けがや病気など) で、傷病にかかる初診から治癒までの間の医療費総点数が 500 点未満となる場合の取扱いについては、以下のとおりとします。

<b>【原則】</b>	患者は医療機関の窓口で 2 割または 3 割の医療費 (※ 1) を支払い、翌月以降、さいたま市に医療費払い戻しの申請をする。(償還払い) (※ 1) 未就学児は 2 割、小学生以上は 3 割
-------------	---

<原則の取扱いを償還払いとしている理由>

受診の可否を最終的に判断するのは本人または保護者であり、複数の医療機関等にかかる可能性を考慮すると、基本的に 1 つの医療機関だけで 500 点未満と判断はできないことになるため、償還払いを原則としております。

しかし、次の要件をすべて満たし、保護者が子育て支援医療費助成制度等 (※ 2) の利用を選択した場合には、例外的な取扱いとして、子育て支援医療費助成制度等を利用することについてもやむを得ないものとします。

- 500 点未満で完治すると医師が判断できる場合
- 薬の処方や他院の診療が不要である場合
- 傷病の再発等が生じないと見込まれる場合

(※ 2) 心身障害者医療費支給制度、ひとり親家庭等医療費支給制度を含みます。

2 1 の例外的な取扱いをした場合のお願いについて

例として、数か月後に傷病の再発等で再受診した結果 500 点以上となり、受診者から日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への切替を依頼されること等が想定されます。その場合には、可能な限り受診者の依頼に沿ったご対応をしていただけますよう、お願い申し上げます。

3 想定事例集 (別紙) の冊子をお持ちでない医療機関様へ

さいたま市のホームページ上に公開しておりますので、必要に応じて以下の URL からダウンロードしていただきますようお願いいたします。

URL : <https://www.city.saitama.jp/005/001/008/p001885.html>

<お問い合わせ先>  
さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課福祉医療係  
TEL : 0 4 8 - 8 2 9 - 1 2 7 9  
FAX : 0 4 8 - 8 2 9 - 1 9 4 7



# 「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校（園）の設置者との契約（災害共済給付契約）により、「学校の管理下」における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校（園）の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

## ■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

## 対象となる学校（園）

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

## 共済掛金の額（令和6年1月現在）

災害共済給付への加入は、学校（園）の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校（園）の設置者が一括加入の手続をとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

（児童生徒等1人当たり年額 単位：円）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒	
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)	
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)	—
	定時制 夜間等学科	980 (490)	—
	通信制 通信制学科	280 (140)	—
	高等専門学校	1,930 (965)	—
幼稚園	270 (135)	—	
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—	
保育所等	350 (175)	40 (20)	

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校（園）では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校（園）の設置者が負担します。

※ 学校（園）の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

## 給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所等における保育中を含みます）	例 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	例 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき



## 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のも	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもので、内閣府令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死(学校の管理下において発生したもの) 運動などの行為と関連のない突然死(学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕 死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のも」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のもをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

## 給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校(園)へ提出します。
提出 ↓	↑ 支払
学校(園)	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓	↑ (支払)
設置者	管内の学校(園)分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」と医療費の証明(「医療等の状況」)等をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓	↑ 支払
JSC	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

### ※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特例の配慮によりご協力をいただいております。  
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校(園)・学校(園)の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校(園)からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校(園)との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

### 【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所でを行っています。
- 災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。
- 災害共済給付 Web ホームページ：[https:// www.jpnsport.go.jp/anzen/](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/)

JAPAN SPORT  
COUNCIL



### 基本プランは、補償タイプにより3つのセットに分かれます。

3つのセットはそれぞれ「傷害補償コース」と「特定感染症補償コース」に分かれます。

- 大型セット**：より大きな補償を求める図様へ
- 基本セット**：賠償責任も、園児のケガも補償したい図様へ
- 地震セット**：地震に対する備えもしっかりしたい図様へ

コース名は傷害保険の補償範囲を表しています（すべてのコースで「熱中症」および「細菌性食中毒等」を補償しております）（免責金額：なし）

補償タイプ	大型セット	基本セット	地震セット
傷害補償コース	特定感染症補償コース 1名につき10億円 1事故につき1,000万円	傷害補償コース 1名につき10億円 1事故につき1,000万円	特定感染症補償コース 1名につき10億円 1事故につき1,000万円
支払総額	① 身元金費用 ② 初期対応費用（保険金費用以外） ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	① 身元金費用 ② 初期対応費用（保険金費用以外） ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	① 身元金費用 ② 初期対応費用（保険金費用以外） ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧
固定費用	1名につき50万円 1事故につき1,000万円（保険期間中1,000万円）	1名につき50万円 1事故につき1,000万円（保険期間中1,000万円）	1名につき50万円 1事故につき1,000万円（保険期間中1,000万円）
対人賠償	215万円 250万円 205万円 230万円	215万円 250万円 205万円 230万円	215万円 250万円 205万円 230万円
入院（1日あたり）	1,950円 2,000円 1,300円 1,800円	1,950円 2,000円 1,300円 1,800円	1,950円 2,000円 1,300円 1,800円
特定感染症補償	1,600円 2,200円 1,500円 2,100円	1,600円 2,200円 1,500円 2,100円	1,600円 2,200円 1,500円 2,100円
2号・3号 認定子ども	1,450円 2,050円 1,400円 2,000円	1,450円 2,050円 1,400円 2,000円	1,450円 2,050円 1,400円 2,000円
小児A・B	1,800円 2,400円 1,700円 2,300円	1,800円 2,400円 1,700円 2,300円	1,800円 2,400円 1,700円 2,300円
2号・3号 認定子ども 1号認定 子ども	2,500円	2,500円	2,500円
小児A・B	2,350円	2,350円	2,350円
小児A・B	2,700円	2,700円	2,700円

**オプション**

支払総額：1号認定・保険期間中 5,000万円

個人情報	支払総額	名義費用の支払総額	費用全体の支払総額
(1) 対人賠償費用	100%	1号認定・保険期間中 100万円	
(2) サイバー攻撃対応費用	100%	1事故・保険期間中 100万円*	
(3) サイバーセキュリティ事故 対応費用に関する補償	100%	1事故・保険期間中 100万円	1事故**・保険期間中 100万円
(4) サイバーセキュリティ事故 対応費用に関する補償	100%	被害者1名につき1,000万円 被害者1名につき5万円 ※法人員数発生し、 被害者1名につき5万円	
(5) 個人情報漏えい保険	90%	1事故・保険期間中 100万円	
(6) 個人情報漏えい保険	90%	1事故・保険期間中 100万円	

園児数200名までは……20,000円（200名園は……100円/園児1人追加）

- 賠償責任保険で発生した火災・地震・噴火・津波・津波または高潮は補償対象となりませんが、その場合は地震セットにご加入いただいた場合は地震・噴火、またはこれらによる高潮により発生した被害は地震セットの補償対象となります。
- 火災・地震・噴火、またはこれらによる高潮により発生した被害は地震セットの補償対象となります。
- 火災・地震・噴火、またはこれらによる高潮により発生した被害は地震セットの補償対象となります。
- 火災・地震・噴火、またはこれらによる高潮により発生した被害は地震セットの補償対象となります。
- 火災・地震・噴火、またはこれらによる高潮により発生した被害は地震セットの補償対象となります。
- 火災・地震・噴火、またはこれらによる高潮により発生した被害は地震セットの補償対象となります。
- 火災・地震・噴火、またはこれらによる高潮により発生した被害は地震セットの補償対象となります。

**保険料の算出方法** 園児1人あたりの保険料 × 平均在籍園児数 = 合計保険料

設定子ども園で、2号・3号認定子ども50名、1号認定子ども30名、地震セットに加入の場合  
2,500円×50名+2,350円×30名=195,500円 ※保険料を計算される際は、P7-6も併せてご確認ください。

## 「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」セットプラン

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・学友契約団体傷害賠償責任保険・傷害賠償責任保険（オプション）

### 「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」セットプランとは…

「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」に加入して3つの半額以上がセットプランでの契約です。

相手方への賠償（見舞金費用付）+園児のケガの補償+管理財物の補償+人格権侵害の補償をセットにした、保育に関わる施設にオススメできる保険です。

この保険のご加入対象は、認可保育園、認定子ども園および小規模保育事業者（A型・B型）となります。



**安心** 単体の保険に入ると、補償・被保険者の範囲が**拡大**します。

**簡単** 申し込みも簡単です。



**基本プラン**

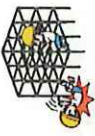
**相手方への賠償** 保護者など相手方への賠償金を手厚くカバーします。

**施設賠償責任保険**

- 見舞金費用付 …… もしものどぎも素早い対応ができます。
- 管理財物補償 …… 園が管理する他人の財物に対する賠償事故を補償します。
- 人格権侵害の補償 …… プライバシー侵害で訴えられたことによる賠償事故を補償します。

● **保険金支払指針**（P27を参照）

園の管理下で発生した、保険金支払総額が5万円以内の園児の負傷事故や園児の加害事故については、園に賠償責任があるものと判断し、保険金のお支払い対象とさせていただきます。



**個人情報漏えいへの補償**（マイナンバーも対象となります）

**個人情報漏えい保険 [サイバーリスク保険 (情報漏えい限定補償プラン)] \***

※1 以下個人情報漏えい保険と読み替えます。

個人情報漏えい事故やそのおそれが発生した場合に補償します。



# 災害対策・安全管理・危機管理等

## 【事故防止のための取組みマニュアル、事故発生時の対応マニュアル】

「社会福祉法人宮原ハーモニー 事故防止の為の取組みマニュアル」 平成 29 年 9 月改訂

「社会福祉法人宮原ハーモニー 事故発生時の対応マニュアル」平成 29 年 9 月改訂

## 【防災マニュアル】

「あい音保育園防災マニュアル」 令和 3 年 4 月作成

## 【消防計画作成届出書】

北区北消防署 平成 27 年 7 月 29 日届出 防火管理者 氏名 加藤 藍

## 【避難訓練】

子どもたちを災害から守る為に園では月 1 回（地震・火災・雷・竜巻・Jアラート・不審者進入）避難訓練を行います。

## 【緊急避難場所】

災害等の緊急事態が発生し、園にいる事が危険と判断した場合は下記へ避難します。

〈最終避難場所〉 宮原小学校



## 【不審者対策、安全対策】

### 〈非常通報装置〉

警察直結の非常通報装置を設置します。

### 〈防犯カメラ〉

園周辺、保育室内を常時録画します。

玄関の出入りの様子は事務所内のモニターで確認できます。

### 〈モニター付きインターホン〉

来訪の方については事務所のモニターにて確認後扉を開けます。

### 〈セコムセキュリティサービス〉

正面門扉を電気錠で制御して不審者・外部の侵入を制限します。

(保護者の方にICカードをお渡しします。) ※紛失した場合は事務所にお知らせください。

### 〈さすまた設置〉

不審者対策として園内にさすまたを設置しています。

### 〈AED〉

玄関横にAEDを設置します。点検は毎日行います。

## 【防犯情報】

保育課からのメールやFAXをもとにメール配信、掲示をします。

## 【緊急時メール配信サービス(ウェルキッズ)】

緊急連絡、重要連絡のメール配信で使います。

## 【食中毒等について】

日頃、衛生管理には細心の注意をはらっていますが万が一食中毒が発生した場合

それが園におけるものなのかそれ以外のものなのかは判断が難しいケースが多いようです。

そのため食中毒と思われる症状がお子さんに出た場合早期の原因究明のため必ず園にご連絡下さい。園ではそれとおぼしき症状の園児を確認した場合保健所に届出をします。その際発生源特定の為保育園の調理室と共にご家庭にも保健所の職員が調査に入ることがありますのであらかじめご了承下さい。

## 【熱中症対策】

こまめな水分補給等熱中症対策を行いますが保育中に万が一

熱中症の初期症状(大量の発汗、元気がない、体温が上がる等)が出ましたら

経口補水液「OS-1」「OS-1ゼリー」を飲用します。症状を悪化させないために飲用しますので飲用した場合は事後報告になることをご了承ください。

※原材料の一部にアレルギー物質(28品目中)は含まれていませんが、心配な方は職員にお知らせ下さい。

### 【暑さ対策】

※5月～9月を目安に別表の「熱中症予防指針」を掲示します。

※「熱中症予防指針」を基準にして園外保育等活動を行います。

気温 (参考)	WBGT 温度	熱中症予防指針(あい音保育園)		保育園での対応	
		日常生活に関する指針	運動に関する指針		
35℃ 以上	31℃以上	危険	<p>全ての生活活動で起こる危険性</p> <p>高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。</p>	<p>運動は原則中止</p> <p>WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。</p>	<p>●10～20分毎に水分補給をする(※活動前後は必ず水分補給をする)</p> <p>・全クラス室内で過ごす</p> <p>・シャワーのみ○</p> <p>・外遊び、水・泥遊びの途中で熱中症指数が31以上になった場合は中止する。</p> <p>公園× 園庭× 水・泥遊び× シャワー○</p>
31～ 35℃	28～31℃ 未満	嚴重警戒	<p>全ての生活活動で起こる危険性</p> <p>外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。</p>	<p>激しい運動は禁止</p> <p>WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。</p>	<p>●10～20分毎に水分補給をする(※活動前後は必ず水分補給をする)</p> <p>・0歳児クラスは室内で過ごす。</p> <p>・1歳児クラスは活動時間を30分までとする。</p> <p>・園庭は水まき・ミストなどを使用する。</p> <p>・日陰○ 日向は×</p> <p>公園× 園庭日陰○ 水・泥遊び○ シャワー○</p>
28～ 31℃	25～28℃ 未満	警戒	<p>中等度以上の生活活動で起こる危険性</p> <p>運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。</p>	<p>積極的に休息</p> <p>WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。</p>	<p>●10～20分毎に水分補給をする(※活動前後は必ず水分補給をする)</p> <p>・日向○(ただし、休息を取るための日陰があること)</p> <p>公園× 園庭○ 水・泥遊び○ シャワー○</p>
24～ 28℃	21～25℃	注意	<p>強い生活活動で起こる危険性</p> <p>一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。</p>	<p>積極的に水分補給</p> <p>WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。</p>	<p>●20～30分毎に水分補給をする(※活動前後は必ず水分補給をする)</p> <p>・日向○(ただし、休息を取るための日陰があること)</p> <p>・湿度が高い日は気温28度でも熱中症症状に注意する。</p> <p>公園○ 園庭○ ※水・泥遊び・シャワー要相談</p>
24℃ 未満	21℃未満	ほぼ安全		<p>適宜水分補給</p> <p>WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。</p>	<p>●適宜水分補給をする</p> <p>・日向○</p> <p>・この条件でも熱中症が発生することがあるので活動中は注意する。</p> <p>公園○ 園庭○</p>

2024年1日 改定 あい音保育園



## 【PM2.5】

埼玉県のホームページで公表されている「PM2.5 測定結果」を参考にします。  
※対応はさいたま市の指示に従います。

## 【睡眠チェック】

睡眠中の事故が起きないように全年齢の睡眠チェックを行います。

はなぐみ(0歳～1歳)・・・5分に1度

ほしぐみ(1歳～2歳)、つきぐみ(2歳～3歳)・・・10分に1度

にじ・そら・たいようぐみ(3歳～6歳)・・・20分に1度

※0歳児クラス、1歳児クラスはうつぶせ寝はしません。

※2歳児クラス～うつぶせ寝の場合は顔を横に向けて呼吸の確保をします。

別添2

## 睡眠中の死亡事故を防ぐために…

 **仰向け\***に



## 寝かせることが重要です！

 **何よりも1人にしないこと！**

(※医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外)

★ **0歳児だけでなく、  
1歳以上児も発達の状況にあわせて  
仰向けに寝かせてください**



★ **預け始めの時期は  
特にきめ細かな注意深い見守りが  
重要です**

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
  - ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ヘッドまわりのコード等）を置かない。
  - ★ 口の中に異物がないか確認する。
  - ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
  - ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること 等
- により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

\*他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。



## 【積雪に備えて】

積雪後の凍結を防ぐ為、降雪の予報または降雪を確認した場合、園の駐車場や敷地内に「融雪剤(ゆうせつざい)」を散布します。

品名：融雪剤 主原料：塩化カルシウム

注意事項：飲み込んだり手に付着した場合はすぐ洗い流す必要があります。

送迎時等お子さんが触らないようにお気をつけください。

その他：駐車場は隣接の建物の影響で日照に限りがあり、積雪後、凍結しやすくまた溶けづらくなっています。その為融雪剤を散布しますのでご了承ください。

## 【薬剤散布】

園庭又は園庭の木に毛虫が発生する場合があります。

発生を確認した時点で薬剤の散布を行いますのでご了承ください。

## 【弾道ミサイル落下時の行動について】

当園では下記のように対応をしています。

①全職員 Jアラートの設定をする。

②メッセージが流れたら

(1)園庭にいる場合は園内に避難。窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

(2)園外にいる場合 物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

さらに近くにミサイルが落下した場合

(1)屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、

密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

(2)屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

その他さいたま市役所危機管理部の指示に従います。

### 弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急連絡メール等により緊急情報をお知らせします。

**①速やかな避難行動**  
**②正確かつ迅速な情報収集**

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト  
武力攻撃やテロなどから身を守るために  
[http://www.kokuminhogo.go.jp/shinyou/hogo\\_manual.html](http://www.kokuminhogo.go.jp/shinyou/hogo_manual.html)

事前に確認しておきましょう。  
www.kantei.go.jp/ 首相官邸ホームページ  
www.kantei.go.jp/ 首相官邸

Twitterアカウント  
首相官邸災害・危機管理情報 @Kantei\_Saigai

近くにミサイル落下!

**Jアラート** 例 直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに屋内に避難してください。

メッセージが流れたら  
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外にいる場合 できる限り頑丈な建物や地下に避難する。  
地下：地下街や地下駅舎などの地下施設

建物が無い場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

●屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。  
●屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。



おぼて  
おいて!

# 子どもは静かに溺れます!

実際と想像がちがう  
ために起こる事故も  
あります...



**想像**

- 大きな音
- あはれる
- さわぐ
- すぐ気付く

**実際**

- 何が起きたか判っていない
- 静かに水も気付かない

コト...



「本能的  
溺水反応」といいます。

水にあつた猫は想像どおりあはれてさわぐ...



と言わず、しっかりついて見て  
いてあげてください。  
不慮の事故で2番目に  
多いのが「溺水」です。

乳幼児の不慮の事故で2番目に多い「溺水」。  
溺れる時、バシャバシャもがくのは  
映画の世界だけです。  
溺れた状況を理解できず、  
もしくは呼吸に精一杯で声を出す余裕もなく、  
静かに沈みます（本能的溺水反応といえます）。  
隣の部屋にいれば音で分かったら大間違い。  
入浴中は気を付けましょう。



佐久医師会  
佐久市

子どもが病気!など、いざという時に立つ  
「教えて!ドクター」プロジェクト  
無料アプリ配信中! [教えてドクター](#)

**Android**  
無料アプリ  
[https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.oshiete.doctor](#)



**iPhone**  
無料アプリ  
[https://apps.apple.com/jp/app/oshiete-doctor/id1252221352](#)



@oshietedoctor  
oshietedoctor



### 子どもの育ちを幼稚園や 保育所等と小学校で 共有しています

幼稚園や保育所等において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研修の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めています。

#### 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

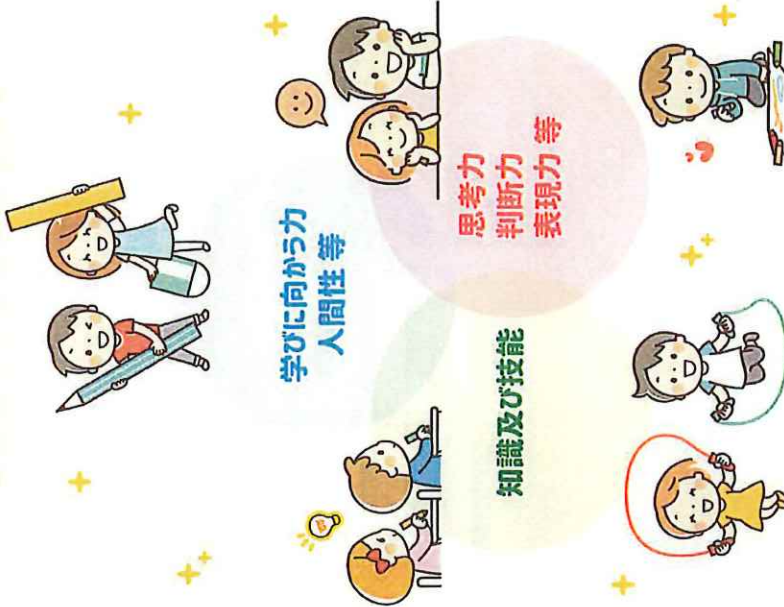
- 健康な心と体**  
自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
- 自立心**  
自分の力でやり遂げる体験などを通じて自信をもって行動するようになる。
- 協同性**  
友達と一緒に目的の実現に向けて考えたり協力したりするようになる。
- 道徳性・規範意識の芽生え**  
よいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになる。さまりを守ったりするようになる。
- 社会生活との関わり**  
家族を大切にしたり、身近な人と触れ合って地域に親しみをもちたりするようになる。遊びや生活に必要な情報を役立てて活動したり、公共施設を利用して、社会とのつながりを意識するようになる。
- 思考力の芽生え**  
身近な現象から物の性質を感じ取ったり、予想したりして、多様な関わりを楽しむようになる。
- 自然との関わり・生命尊重**  
自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。生命の不思議などに気づき、動植物を大切にようになる。
- 数量や図形・図解や文字などへの関心・感覚**  
遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しんだりして、興味や関心、感覚をもつようになる。
- 言葉による伝え合い**  
経験したことなどを言葉で伝えたり、話を聞いたりして、伝え合いを楽しむようになる。
- 豊かな感性と表現**  
心動かす出来事に触れ、感じたことを表現して、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

出典「一人一人のよさを生かすつなぐー学校教育のはじまりとして幼児期教育ー」(文部科学省)

### 幼児期の「あそび」を通しての 総合的な経験が、小学校での 生活や学びにつながります

学童期

#### 資質・能力「3つの柱」



上記の資質・能力「3つの柱」は、幼児教育から小学校以降の学校教育を通して、はぐくまれていくものです。  
0歳から高校卒業までの「育ちと学びの連続性」を実現していく上で、幼児教育はその土台を担います。  
そして、乳幼児期の生活や遊びが小学校就学以降の学びへとつながっていきます。

発行：さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課



※「さいたま幼児教育の指針」について詳細を御覧になりたい方は、右記の二次元コードを御取りください。

この印刷物は20,000部作成し、1部あたりの印刷経費は6.7円です。

# あそびで育つ 輝くさいたまの子



## さいたま市幼児教育の指針 保護者向けリーフレット

子どもの成長には長い時間がかかります。保護者をはじめ、多くの大人の助けが必要です。日々、お子さんが成長する姿を前に、みなさんは驚いたり、笑ったり、時には泣いたり、くやしがりたり…。かけがえのないお子さんとの生活はわくわく、ドキドキの連続でしょう。  
令和2年3月に、さいたま市の幼児教育が目指す方向性として、「さいたま市幼児教育の指針」を策定しました。乳幼児期は、子どもたちが将来をたくましく生きる力の原点となります。

本市では、家庭と園、地域、行政が共に手を携え、信頼関係を築き、一人ひとりの子どもが価値ある存在として尊ばれることを目指しています。  
このリーフレットが、皆様のお役に立てることを願っております。



さいたま市



さいたま市の幼児教育が目指す子ども像

あそびで育つ  
輝くさいたまの子

乳幼児期

さいたま市の幼児教育では次のことを大切にしています！  
※本計画では、子どもの主体的・自発的な活動を促して「あそび」と表現しています。

「あそびで育つ」

子どもの生活は、「あそび」を中心に展開しています。「あそび」を通して子どもは人としての発達的基础となる様々な力をはぐくんでいきます。

そこで、本市の幼児教育では、乳幼児期の「あそび」を重視した保育を大切にしています。

ご家庭でも、お子さんが「あそび」に没頭したり、何度も挑戦したりする姿をあなたがかく見守りながら、繰り返し楽しめる環境や、子どもの成長を支える大人のかかわりを大切にしましょう。

「輝くさいたまの子」

子どもが「輝く」ためには、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもを価値ある存在として捉えることが大切です。大人はあなたがかねがね差の中で生命が守られ、子どもが心身共に安心して居ることができている環境があって初めて、子どもはのびのびと自己発揮し、「輝く」ことができます。

そこで、本市の幼児教育では、一人ひとりの子どもが、夢や希望をもって輝く保育を大切にしています。

ご家庭でも、感動や喜び、楽しさ、悔しさや葛藤といった様々なお子さんの思いに寄り添いながら、成長を支えていきましょう。

本市では、子どもの育とうとする姿に着目し、大切にしたい4つの視点を設けました。ご家庭で、お子さんの育ちを支えるときに捉えてほしい視点は、

4つの視点とは、「ゆったり」「すくすく」「わくわく」「のびのび」です。

あそびで育つ 輝くさいたまの子  
大切にしたい 4つの視点

- ゆったり ありのままの自分で安心して生活する
- すくすく 健やかな体で安全・快適に生活する
- わくわく 主体的・自発的に活動する
- のびのび 自分なりの表現で人やものどかかわる

「4つの視点」を 家庭でとらえると...

ゆったり



ありのままの自分で安心して生活する

愛着形成

健康・安全の保障

応答的なかかわり

ありのままの愛

家庭で支える「ゆったり」

● スキンシップやあたたかな言葉かけ、子どもの思いに耳を傾けることを大切にしながら、**ありのままのその子の姿**を受け止め、しよっゆっ大切にされている実感がもてること、

● 自分自身や、友だちを大切にしようとする心が育つこと、自分の思いに自分の気持ちを共感的に受け止めてもらうことは、自分の思いに気が付いたり、相手の思いに気が付いたりする心の育ちにつながります。子どもの素直な気持ちを共感的に受け止めることを大切にしましょう。

すくすく



健やかな体で安全・快適に生活する

基本的な生活習慣

体を動かす心地よさ

意欲的に取り組む姿

必要感の積み重ね

家庭で支える「すくすく」

● 大人に丁寧にやってみてもらったり手助けをしてもらったりすることで、「**自分でやってみよう！**」という**自立への意欲**が徐々に培われていきます。

● 子どもは遊びを創り出す人です。楽しい遊具がなくとも、泥や水、広々とした原っぱ、狭い隙間など、**安全を保障しながら、体全身や手先等を駆って工夫して遊べる場所**を大切にしましょう。



わくわく



主体的・自発的に活動する

好奇心や探究心

葛藤や試行錯誤

没頭して遊び込む経験

様々な人やものとの出会い

家庭で支える「わくわく」

● 子どもがじっくり集中して遊んでいるとき、大人はぜひ「どこに面白さを感じているのだろう？」とじっくり観察してみてください。

● **面白さを共有すること**で、より子どもの気持ちに近づいていきます。

● お買い物、バスや電車での移動、地域で出会う人たちの動く姿、いろいろな生活の場には子どもたちは興味津々です。そこで見たり聞いたりしたことを遊びに取り入れられたり、憧れのままざしを向けたり…。特別にどこかに出かけずとも、**普段の生活の中にある出会い**を大切にしましょう。

のびのび



自分なりの表現で人やものどかかわる

共感的に受け止める

五感を使った直接体験

表現する充実感

他者のかかわりの出発点

家庭で支える「のびのび」

● 子どもの表現は、その子だけの宝物です。誰かと比べたり、評価したりするのではなく、表現した時のその子の気持ちに耳を傾け、**その子なりの個性をまるごと受け止めること**が大切です。

● **子どもの心が動かされるような、様々なもの、ことに出会う機会**をつくりましょう。子どもが生きていくと、いろいろなことが1つの目安です。うまくいかない経験をする子ども、子どもが育つチャンスと捉え、支えましょう。





## 参考資料

- ・ 保育所保育指針
- ・ 授乳・離乳の支援ガイド(2019年版)
- ・ 保育所における食事の提供ガイドライン(2012年版)
- ・ 保育所における感染症対策ガイドライン(2018年版)(2023年10月一部修正)
- ・ 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年版)
  
- ・ 保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について
- ・ 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
- ・ 教育・保育施設等における  
事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

### 〈さいたま市〉

さいたま市 保育施設・幼稚園等における食物アレルギー対応マニュアル

さいたま市 保育園離乳食の手引き

さいたま市立保育園 保育園給食衛生管理の手引き

※令和7年3月1日 時点

# 児童憲章

われわれは日本国憲法の精神に従い 児童に対する正しい概念を確立し、すべての児童の幸福を図るためにこの憲章を定める。

児童は人として尊ばれる

児童は社会の一員として尊ばれる

児童はよい環境の中で育てられる

- 1 すべての児童は 心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される
- 2 すべての児童は 家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童にはこれに代わる環境が与えられる
- 3 すべての児童は 適当な栄養と住居と被服が与えられ、また疾病と災害からまもられる
- 4 すべての児童は 個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように導かれる
- 5 すべての児童は 自然を愛し科学と芸術を尊ぶように導かれ、また道徳的心情がつつかわれる
- 6 すべての児童は 就学のみちを確保され また十分に整った教育の施設を用意される
- 7 すべての児童は 職業訓練を受ける機会を与えられる
- 8 すべての児童は その労働において心身の発達が阻害されず、教育を受ける機会を失われず、また児童としての生活がさまたげられないように十分保護される
- 9 すべての児童は 良い遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる
- 10 すべての児童は 虐待・酷使・放任その他不当な取り扱いから守られる。  
あやまちをおかした児童は適切に保護され指導される。
- 11 すべての児童は 身体が不自由な場合または精神の機能が不十分な場合に適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は 愛とまことによって結ばれ よい国民として人類の平和と文化に貢献するように導かれる

〈児童憲章とは〉

日本国憲法の精神に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために定められた児童の権利宣言です。1951年(昭和26年)5月5日に制定されました。



あい音保育園 令和7年度 園のしおり（重要事項説明書②）

発行：令和7年3月1日

発行責任者：社会福祉法人 宮原ハーモニー あい音保育園 園長 加藤 藍

ホームページアドレス

<http://www.m-harmony.or.jp>

